

リスク分担表

項 目		松田町	指定管理者
物価・金利変動	物価・金利変動に伴う経費の増		○
運営費の膨張	人件費等の運営費の膨張		○
利用者の変動	外的要因(町の事情)による利用者の減	協議事項	
	事業計画による利用者見込みとの相違		○
施設・設備・備品等の損傷	管理上の瑕疵による施設・設備・備品等の損傷		○
	経年劣化等管理上の瑕疵によらない施設・設備・備品等の損傷	協議事項	
損害賠償	管理上の瑕疵による施設・設備・備品等の不備による事故や火災等に伴う利用者への損害		○
	管理上の瑕疵によらない施設・設備・備品等の不備による事故や火災等に伴う利用者への損害	協議事項	
運営リスク	管理上の瑕疵による施設・設備・備品等の不備による事故や火災等に伴う臨時休業等の運営リスク		○
	管理上の瑕疵によらない施設・設備・備品等の不備による事故や火災等に伴う臨時休業等の運営リスク	協議事項	
不可抗力	自然災害等による施設・設備・備品等の損傷、利用者への損害、臨時休業等の運営リスク	協議事項	
指定期間開始前の準備及び業務引き継ぎに係る費用負担			○
施設の管理運営			○
利用者及び地域住民等からの要望、苦情及び訴訟等対応			○
施設の修繕、改修等 (ただし、指定管理者の提案に基づくものは除く)		協議事項 ^{注1} 1件 ^{注2} 50万円 を超えるの場合	○ 1件 ^{注2} 50万円 以下の場合
施設の基幹的設備の整備・改修		○	
備品等の維持管理(物品の盗難、施設の損壊、情報漏えい等)	管理者責任に係るもの		○
	所有者責任に係るもの	○	
第三者への賠償	指定管理者の責めに帰すべき事由による賠償		○
	その他の賠償	協議事項	
事故、火災等による施設の復旧		協議事項 ^{注3}	

注1…原則として50万円を超える部分は町の負担とするが、協議の上指定管理者負担となる場合がある。修繕費は下限額を100万円とし、収支計画に記載すること。

注2…個々に対応すべき事案を集合させたものを1件とはみなさない。

注3…事案ごとの原因により判断するが、第一次責任は指定管理者が有するものとする。

指定管理者が負担するものの内、指定管理の継続に重大な影響を及ぼす事案については、その都度協議するものとする。

※ 指定期間開始までの時点において、老朽化により安全や使用に問題が生じている施設や設備の修繕については町が実施するものとする。